

## 随意契約理由書

件名	本庁舎交換台設備他離線業務	
契約の相手方	日本電気株式会社 神戸支社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>当該業務については、神戸市総合コールセンター構築に伴う、電話交換機システムの使用停止機器と電話交換機本体との信号用ケーブルの離線及び既存設定プログラムの変更設定等を行うものである。上記業者は当概、電話交換機システムの設計、製作、設置を行った製造メーカーであり、独自開発のシステム及びプログラムを構築しており、同業他社では作業を行うことが不可能なため、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	行財政局 庁舎管理課 庁舎管理係	(電話番号 322-5066)